

避難指示等の判断・伝達マニュアル



令和3年10月 改定

匝 瑳 市

目 次

第1編 総則.....	1
第1章 目的.....	1
第2章 用語の意味.....	1
第2編 避難行動・情報伝達編.....	4
第1章 市の責務.....	4
第2章 避難行動（安全確保行動）の考え方	4
1 避難の目的.....	4
2 住民・施設管理者等の避難行動	5
第3章 避難指示等の発令に伴う避難所対応	8
1 避難所の開設.....	9
2 避難所開設までの流れ	10
3 避難所の業務.....	10
第4章 避難指示等の情報提供及び発令に伴う情報伝達	10
1 平時からの情報提供	10
2 避難指示等の発令に伴う情報伝達	12
第3編 発令基準・防災体制編.....	24
第1章 避難指示等の発令基準.....	24
1 水害に係る避難指示等の発令基準	24
2 高潮災害に係る避難指示等の発令基準	26
3 土砂災害に係る避難指示等の発令基準	27
4 津波災害に係る避難指示の発令基準	29
第2章 避難指示等の発令基準例（フロー図）	30
第3章 避難指示等の発令時における助言	34
第4章 避難指示等を発令するための体制	34
1 全庁をあげた防災体制の構築と優先業務の絞り込み	34
2 災害の発生が想定される際の市の防災体制	34

第1編 総則

第1章 目的

本マニュアルは、本市域において、水害・高潮災害・土砂災害・津波災害が発生するおそれ、又は発生した場合において、住民等が適時的確な避難行動をとるための判断ができる情報を提供するために、「匝瑳市地域防災計画」の個別計画として、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下、「避難指示等」という。）の発令基準及び伝達方法等を定めたものである。なお、令和3年5月に災害対策基本法の一部が改正され、警戒レベル4の避難勧告と避難指示が、避難指示に一本化されたこと等を踏まえ、マニュアルの名称を含め見直し、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」として改定した。

「避難行動・情報伝達編」においては、避難指示等に係る市の責務、住民等の避難行動の考え方、伝達方法等を明確にするとともに、平時からの災害リスク情報の周知等を記載した。

また、「発令基準・防災体制編」においては、避難指示等の明確な発令基準の設定や躊躇なく避難指示等を発令するための防災体制の構築等について記載し、避難指示等に係る総合的なマニュアルとなるよう充実・強化を図った。

なお、本マニュアルは、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」の改定等に合わせ、必要に応じて適宜修正を行うものとする。

第2章 用語の意味

このマニュアルにおいて、使用する用語の意味は次のとおりである。

用語	用語の定義等	参考
高齢者等	避難に時間を要する、又は独力で避難できない在宅、又は施設を利用している高齢者や障害のある人等、及びその人の避難を支援する者のこと。	・避難情報に関するガイドライン
高齢者等避難（警戒レベル3）	災害対策基本法第56条第2項を根拠規定としており、市長は、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供をするなど、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮することとしている。この規定に基づき、市長が避難に時間を要する高齢者等の避難を促すこと。	・避難情報に関するガイドライン 3. 避難情報と防災気象情報
避難指示（警戒レベル4）	災害対策基本法第60条第1項を根拠規定としており、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長は、必要と認める地域の必要と認める	情報

	住民等に対して、立退き避難を指示することができる。この規定に基づき、市長が危険な場所にいる住民等に対して立退き避難を求めること。	
緊急安全確保 (警戒レベル5)	災害対策基本法第60条第3項を根拠規定としており、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合(即ち、「切迫」している状況)において、市長は、指定緊急避難場所等への「立退き避難」をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める住民等に対して、緊急安全確保を指示することができる。この規定に基づき、市長が、いまだ危険な場所にいる住民等に対し、近傍の堅固な建物への退避等、屋外における避難のための立退き以外の緊急的な行動について指示すること。	
近隣の安全な場所	自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し、近隣のより安全な場所・建物等のこと。	
屋内安全確保	災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること(待避)等により、計画的に身の安全を確保すること。	
指定避難所	災害対策基本法の規定により、災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所のこと。	
指定緊急避難場所	災害対策基本法の規定により、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所のこと。	
流域雨量指数	河川の上流域に降った雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを把握するための指標のこと。	
その他河川等	洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川のこと。	
洪水予報河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川のこと。	
水位周知河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川のこと。	・千葉県水防計画
水防団待機水位	量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事	

	が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位のこと。	
氾濫注意水位	水防団待機水位を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位のこと。	
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位のこと。	
津波注意報	気象庁が、予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、九十九里・外房地域に津波による災害のおそれがある場合に発表する情報のこと。	・避難情報に関するガイドライン(別冊資料) 5.1.7 津波に関する情報 ・気象庁HP
津波警報	気象庁が、予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合に、九十九里・外房地域に津波による重大な災害の起こるおそれのある旨を警告する場合に発表する情報のこと。	
大津波警報	気象庁が、予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合に、九十九里・外房地域に津波による重大な災害の起こるおそれのある旨を警告する場合に発表する情報のこと。(特別警報に該当)	
土砂災害警戒区域等	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき都道府県が指定した、住民等の生命、又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域のこと。土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域があり、土砂災害の危険性がある場所も含まれる。	・避難情報に関するガイドライン(別冊資料) 用語集 ・気象庁HP
土砂災害の危険度情報(キキクル)	大雨による土砂災害発生危険度が高まっている1km四方の領域(メッシュ)ごとに、5段階に色分けして土砂災害の起こりやすさを表した情報のこと。避難に要する時間を確保するために2時間先までの雨量予測に基づく土壌雨量指数の予想を用いている。	
土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が警戒レベル4避難指示を発令する際の判断や住民の自主的避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報のこと。	

第2編 避難行動・情報伝達編

第1章 市の責務

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条において、市町村長は災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合等において、必要と認める地域の住民等に対し、避難指示等の避難情報を発令する権限が付与されている。

市長は、災害が発生するおそれの高まりに応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を使い分けて発令する。また、住民等は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても防災気象情報等に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自主的に避難することが重要である。

したがって、市は、住民一人ひとりが適切な避難行動をとることができるよう、平時から防災知識の普及を図るとともに、災害時には、関係機関からの情報や、自ら収集した情報等により、的確に判断を行い、躊躇することなく避難指示等が発令し、速やかに住民等に伝えなければならないため、具体的な発令基準の設定、情報伝達手段の確保、防災体制の整備等を行う。

第2章 避難行動（安全確保行動）の考え方

1 避難の目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない災害から「生命、又は身体を保護するための行動」である。

住民・施設管理者等は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるように準備・訓練等をしておく必要がある。

- (1) 災害種別ごとに、どの場所にどのような脅威があるのか、あらかじめハザードマップ等で認識しておくこと。
- (2) それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いかを認識しておくこと。（避難先、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段等）
- (3) どのタイミングで避難行動をとることが望ましいかを認識しておくこと。

2 住民・施設管理者等の避難行動

(1) 住民等が持つべき避難に対する基本姿勢

災害に対しては、行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス^{注1}）に陥ることなく、住民等が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

災害が発生する危険性が高まった場合には、起こりうる災害種別ごとのリスクの程度により、市長から避難指示等が発令されるが、避難指示等は一定のまとまりをもった範囲に対して発令されるものであり、一人ひとりに対して個別に発令されるものではない。また、突発的な災害や激甚な災害では、避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、住民等が自ら避難行動を判断することが重要である。

(2) 施設管理者等の責務等

施設管理者等は、それぞれの施設の設置目的を踏まえた施設ごとの規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害ごとの規定（水防法等）により、利用者の非常災害対策計画、避難確保計画及び避難確保・浸水防止計画（以下「避難計画」という。）等を作成する。また、施設管理者等は大雨注意報、又は洪水注意報が発表された場合等、リアルタイムで発信される防災気象情報を自ら把握し、早めの避難措置を講じることが重要である。特に、規模の小さな河川等の場合、その水位上昇は極めて速いことが多く、避難指示等の発令後、避難等のための時間的余裕がない場合もありえることから、早めに避難措置を講じる必要がある。さらに、要配慮者利用施設の管理者等は、市や消防団、地域住民等の地域社会とも連携を図り、避難時に地域の支援を得られるようにする等の工夫をすることが重要である。

^{注1} 正常性バイアス：自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりしてしまう人の特性のこと。

(3) 住民・施設管理者等に対して求める避難行動

避難指示等により立退き避難が必要な住民等に求める主な行動については、次の表のとおりである。

避難情報名	立退き避難が必要な住民等に求める行動
高齢者等避難 (警戒レベル3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が発生するおそれがある状況となっており、高齢者等は危険な場所から避難する。 ・ その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、早めの避難が望ましい場所の住民等は、自主的に避難を開始することが望ましい。 ・ 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿い、浸水しやすい局所的に低い土地では、避難準備が整い次第自主的に避難することが望まれる。 ・ 具体的にとるべき避難行動は、立退き避難を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で屋内安全確保することも可能である。
避難指示 (警戒レベル4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が発生するおそれが高い状況となっており、住民等は危険な場所から全員避難する。 ・ 具体的にとるべき避難行動は、立退き避難を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で屋内安全確保することも可能である。
緊急安全確保 (警戒レベル5)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が発生、又は切迫している状況、即ち住民等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況となっており、住民等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する。 ・ 警戒レベル4での指定緊急避難場所等への避難が安全にできなかった場合に、自宅や近隣の建物で直ちに身の安全を確保するよう促す情報である。

また、災害の種類に応じた基本的な避難行動については、次の表のとおりである。

災害名	基本的な避難行動（例）
洪水等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水浸水想定区域等の住民等の避難行動は立退き避難が基本であるが、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認できた場合、自らの判断で屋内安全確保することも可能である。ただし、洪水等が発生・切迫した場合には緊急安全確保を行う。 ・ 河岸侵食や氾濫流で家屋流失等のおそれがある場合、浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合、長時間の浸水が継続することが予想される場合等は、屋内安全確保では身の安全を確保できないおそれがあるため、立退き避難する。 ・ 自分がいる場所での降雨はそれほどではなくても、上流部の降雨により急激に河川の水位が上昇することがあるため、洪水注意報が出た段階や上流に発達した雨雲等が見えた段階で河川敷等での活動は控える。 ・ 水路・下水道等の氾濫が既に発生している状況において、指定緊急避難場所等まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断されるような場合は、「近隣の安全な場所」へ移動し、それさえ危険な場合は、屋内安全確保をとる等、状況に応じて対応する。 ・ その他河川等や水路・下水道等からの氾濫については、短時間の集中豪雨等で浸水が発生し、避難指示等の発令が間に合わないこともあることも考慮し、防災気象情報や河川の状況等を注視し、各自の判断で早めに避難行動をとる。 ・ 激しい降雨時には、河川には近づかないようにし、また、道路の側溝等が勢いよく流れている場合は、その上を渡らないようにする。
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害は突発的に発生することが多く、発生してから避難することは困難であることから、土砂災害警戒区域等の住民等の避難行動は立退き避難が基本である。 ・ 土砂災害警戒区域等の住民等については、指定緊急避難場所等までの移動がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況では、危険な場所から離れた堅牢な建物（できれば高層階）や自宅の斜面の反対側の2階以上の階に移動する。 ・ 土砂災害が発生・切迫した場合には緊急安全確保を行う。 ・ 小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、直ちに身の安全を確保する行動をとる。

高潮災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴風時の屋外移動は危険を伴うことから、高潮からの避難では、暴風が吹き始めるまでに避難行動をとる。 ・ 高潮浸水想定区域等の住民等の避難行動は立退き避難が基本であるが、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認できた場合、自らの判断で屋内安全確保することも可能である。 ・ 高潮時の越波や浸水により家屋流失等のおそれがある場合、浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合、長時間の浸水が継続することが予想される場合等は、屋内安全確保では身の安全を確保できないおそれがあるため、立退き避難する。 ・ 高潮が発生・切迫した場合には緊急安全確保を行う。 ・ 台風等の接近が予想される時には、海沿いには近づかない。
津波災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波は、東日本大震災の際には津波浸水深が1.5～2.0mであっても、木造家屋の倒壊・流失が約3割であったことや、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により津波の浸水範囲が広がる場合もあることから、浸水が想定される区域の住民等の避難行動は立退き避難が基本である。 ・ 津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるとき、地震に伴う強い揺れ、又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、津波警報等の発表や避難指示の発令を待たずに、自主的かつ直ちに可能な限り高く安全な場所に避難する。 ・ 津波が来襲している状況において、指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険であると住民等が自ら判断する場合には、緊急安全確保をとることが考えられる。ただし、津波においては基本的には避難指示のみ発令する。

※ 上記については、基本的な避難行動の例であり、市から避難指示等が発令されていない場合でも、「自分の身は自分で守る」という考え方の下に、身の危険を感じたら躊躇なく自主的に避難することが重要である。

なお、市は、災害発生の可能性がある場合、住民等の安全を考慮して、避難指示等が発令するため、実際には災害が発生しない「空振り」となる場合もある。

第3章 避難指示等の発令に伴う避難所対応

避難指示等が発令した場合（ただし、災害対策本部設置前とする。）における避難所の開設及び運営については、次のとおりとする。

1 避難所の開設

(1) 水害、高潮災害、土砂災害

市では、災害の発生するおそれが高く、水害、高潮災害、土砂災害に係る避難指示等を発令した場合の避難所の開設については、次のとおりとする。

ア 高齢者等避難を発令した場合に開設する避難所（自主避難所）

- (ア) 市民ふれあいセンター（福祉課及び市民ふれあいセンター対応）
- (イ) 生涯学習センター（生涯学習課対応）

イ 避難指示を発令した場合に開設する避難所（自主避難所）

- (ア) 市民ふれあいセンター（福祉課及び市民ふれあいセンター対応）
- (イ) 生涯学習センター（生涯学習課対応）
- (ウ) 八日市場勤労青少年ホーム（産業振興課及び八日市場勤労青少年ホーム対応）
- (エ) 吉田コミュニティセンター（環境生活課対応）
- (オ) 飯高コミュニティセンター（総務課対応）
- (カ) 豊和小学校屋内運動場（学校教育課対応）

(2) 津波災害

津波災害に係る避難指示等の発令に伴う避難所の開設については、「匝瑳市津波避難計画」に基づき、次のとおりとする。

なお、各地区の第一次避難所で避難者全員を収容することができない場合、又は津波の規模により危険が生じる場合は、第二次避難所を開設する。

ア 第一次避難所

- (ア) 共興小学校（学校教育課対応）
- (イ) 栄小学校（学校教育課対応）
- (ウ) 野栄中学校（学校教育課対応）
- (エ) 生涯学習センター（生涯学習課対応）

イ 第二次避難所

- (ア) 八日市場小学校（学校教育課対応）
- (イ) 八日市場第一中学校（学校教育課対応）
- (ウ) 八日市場第二中学校（学校教育課対応）
- (エ) 豊栄小学校（学校教育課対応）
- (オ) 平和小学校（学校教育課対応）
- (カ) 豊和小学校（学校教育課対応）
- (キ) 須賀小学校（学校教育課対応）
- (ク) 市民ふれあいセンター（福祉課及び市民ふれあいセンター対応）
- (ケ) 八日市場ドーム（生涯学習課対応）
- (コ) 八日市場勤労青少年ホーム（産業振興課及び八日市場勤労青少年ホーム対応）

2 避難所開設までの流れ

- (1) 総務課長は、本マニュアルに基づき、避難指示等の発令の可能性が高まったときは、関係課長に避難所の開設準備を指示する。
- (2) 関係課長は、避難所へ配置する職員を招集し、避難所へ配置する。
- (3) 総務課長は、全ての避難所に職員が配置された段階で、防災行政無線等により、住民へ周知する。
- (4) 関係課長は、避難所の開設が長期化する場合に備え、交替要員を確保しておくものとする。

3 避難所の業務

- (1) 施設の被災状況を確認し、総務課へ報告する。
- (2) 「匝瑳市避難所運営マニュアル」に基づき、避難状況記録簿を作成するとともに、避難者数を総務課へ報告する。
- (3) 状況に応じて、施設内に備蓄、又は防災備蓄倉庫に保管してある非常食、水及び毛布等を避難者へ提供する。
- (4) 通信手段は、N T T 電話、防災行政無線（移動系）のいずれかを用いるものとする。また、停電に備え発電機及び投光器を準備しておく。

第4章 避難指示等の情報提供及び発令に伴う情報伝達

1 平時からの情報提供

市は、住民・施設管理者等が過去の被災実績に捉われず、これまでにない災害リスクにも自ら対応できるよう、平時から住民・施設管理者等に対して、ホームページ、ハザードマップ等により、「自らの命は自らが守る」意識の徹底、災害リスク情報、災害時に住民等がとるべき避難行動、避難情報の発令基準等を周知する。さらに、住民等が避難行動を判断する際に参考となる各種の警戒レベル相当情報等を入手しやすくするための環境整備を進めるとともに、住民等に対して、情報の入手手段や活用方法等について平時から周知する。

避難行動に関しては、避難指示等が発令されても正常性バイアス等により住民が避難行動をとるタイミングを逸することがあるため、例えば、適切な避難が住民自身の命を守ることに加え、救助活動人員の逼迫や救助活動中の二次災害等の救助活動の負担の軽減にもつながることを周知する。

また、避難情報が発令された段階で立退き避難や屋内安全確保といったとるべき避難行動をあらかじめ考えておくことや、避難し遅れた場合の緊急安全確保についても合わせて周知する。

なお、住民・施設管理者等は、自らが主体的に災害情報を入手するため、

次の対応に努める。

(1) 匝瑳市ハザードマップの確認

市では、住民等がすばやく安全に避難できることを主な目的として土砂災害、津波災害等に関して、被害の想定される区域や指定避難所等の位置情報を地図上に示した「匝瑳市ハザードマップ」を次のとおり公表・配布している。

住民・施設管理者等は、同ハザードマップを活用し、平時から災害リスクを認識し、避難行動等を検討するよう努める。

※ 配布場所

匝瑳市役所（匝瑳市八日市場ハ793番地2）

八日市場ドーム（匝瑳市八日市場ハ793番地1）

市民ふれあいセンター（匝瑳市八日市場ハ793番地35）

八日市場公民館（匝瑳市八日市場イ2402番地）

八日市場勤労青少年ホーム（匝瑳市八日市場イ2030番地）

保健センター（匝瑳市八日市場イ2408番地1）

国保匝瑳市民病院（匝瑳市八日市場イ1304番地）

ふれあいパーク八日市場（匝瑳市飯塚299番地2）

そうさ観光物産センター匝りの里（匝瑳市八日市場イ137番地1）

野菜総合支所（匝瑳市今泉6474番地）

のさかアリーナ（匝瑳市今泉6536番地1）

生涯学習センター（匝瑳市今泉6489番地1）

パークゴルフそうさ（匝瑳市吉崎4861番地3）

※公表場所 匝瑳市ホームページ内の消防・防災ページに掲載

(2) ちば防災メールの登録

「ちば防災メール」は、携帯電話等で防災情報、気象情報等の情報をメールで知ることが出来るため、住民・施設管理者等は、登録に努める。主な情報は、気象警報・注意報、地震情報、津波情報、土砂災害警戒情報である。

なお、登録方法の詳細については、千葉県防災ポータルサイト内のちば防災メールのページを参照。

(3) 防災行政無線戸別受信機の活用

市では、災害情報を伝達するため、希望する世帯と事業者等を対象に、原則1世帯（施設）当たり1台、防災行政無線戸別受信機の貸与を行っている。住民・施設管理者等は、防災行政無線戸別受信機を積極的に借用し、情報収集に努める。

なお、一定水準の聴覚障がい者の方に対しては、文字表示機能付きの戸別受信機の貸与も行っている。

2 避難指示等の発令に伴う情報伝達

防災情報の伝達は、共通の情報を様々な伝達手段を組み合わせることで、広く確実に伝達することが基本である。

本市では、防災行政無線、緊急速報メール、ツイッター、車両広報等を活用し、住民等が屋外、又は屋内のどちらにいた場合でも避難指示等の情報を伝達できるようにする。

(1) 防災行政無線

防災行政無線の放送による伝達方法については、次のとおりとする。

ア 水害に係る避難指示等の発令に伴う防災行政無線の放送について

市では災害の発生するおそれがある場合に、防災行政無線を活用して住民等に周知を図る。水害に係る避難指示等を発令した場合の放送内容については次のとおりとする。

(ア) 高齢者等避難を発令した場合

水害に関して、災害リスクのある区域等の住民等の避難準備と避難に時間を要する高齢者等の避難を促すため「高齢者等避難」を発令したときは、防災行政無線を起動し、次の内容を的確かつ迅速に発信を行うものとする。

《発令の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。

市役所から警戒レベル3「高齢者等避難」の発令についてお知らせします。

※ ただ今、〇〇の影響により〇〇川の水位が上昇しています。水害の危険性が高くなることが予想されるため、〇時〇分に〇〇地区に水害に関する警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。〇〇地区にお住まいの方は、今後の気象情報には、十分注意し、高齢者や障害のある人など、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難してください。また、それ以外の方については、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。

なお、現在、〇〇センターに自主避難所を開設しています。

※ 繰り返します。

《解除の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。

市役所から「高齢者等避難」の解除についてお知らせします。

※ 〇〇の影響により上昇していた〇〇川の水位が低下しましたので、水害に関する「高齢者等避難」の発令を解除します。

なお、自主避難所として開設していた〇〇センターを閉鎖しましたので、お知らせします。今後も、河川の水位に充分注意してください。

※ 繰り返します。

(イ) 避難指示を発令した場合

水害に関して、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の住民等が危険な場所から避難する必要がある場合に「避難指示」を発令したときは、防災行政無線を起動し、次の内容を的確かつ迅速に発信を行うものとする。

《発令の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。

市役所（匠瑛市災害対策本部）から警戒レベル4「避難指示」の発令についてお知らせします。

※ ただ今、〇〇の影響により〇〇川が増水し氾濫するおそれが高まったため、〇時〇分に〇〇地区に水害に関する警戒レベル4「避難指示」を発令しました。〇〇地区にお住まいの方は、避難してください。

なお、現在、〇〇センターに自主避難所を開設しています。

避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難し、身の安全を確保してください。

※ 繰り返します。

《解除の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。

市役所（匠瑛市災害対策本部）から「避難指示」の解除についてお知らせします。

※ 〇〇の影響により上昇していた〇〇川の水位が低下しましたので、水害に関する「避難指示」の発令を解除します。

なお、自主避難所として開設していた〇〇センターを閉鎖しましたので、お知らせします。

今後も、河川の水位に充分注意してください。

※ 繰り返します。

(ウ) 緊急安全確保を発令した場合

水害に関して、立退き避難を行う必要がある住民等が、適切なタイミングで避難をしなかった、又は急激に水害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、水害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保する必要がある場合に「緊急安全確保」を発令したときは、防災行政無線を起動し、次の内容を的確かつ迅速に発信を行うものとする。

《発令の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。緊急放送！

市役所（匝瑳市災害対策本部）から警戒レベル5「緊急安全確保」の発令についてお知らせします。

※ ただ今、〇〇川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります。これに伴い、〇〇地区に水害に関する警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

※ 繰り返します。

《解除の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。

市役所（匝瑳市災害対策本部）から「緊急安全確保」の解除についてお知らせします。

※ 〇〇の影響により上昇していた〇〇川の水位が低下しましたので、水害に関する「緊急安全確保」の発令を解除します。

今後も、河川の水位に充分注意してください。

※ 繰り返します。

イ 高潮災害に係る避難指示等の発令に伴う防災行政無線の放送について

市では災害の発生するおそれがある場合に、防災行政無線を活用して住民等に周知を図る。高潮災害に係る避難指示等を発令した場合の放送内容については次のとおりとする。

(ア) 高齢者等避難を発令した場合

高潮災害に関して、災害リスクのある区域等の住民等の避難準備と避難に時間を要する高齢者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を発令したときは、防災行政無線を起動し、次の内容を的確かつ迅速に発信を行うものとする。

《発令の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。

市役所から警戒レベル3「高齢者等避難」の発令についてお知らせします。

※ ただ今、匝瑳市に高潮注意報が発表されています。これに伴い、〇時〇分に〇〇地区に高潮災害に関する警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。〇〇地区にお住まいの方は、今後の気象情報には、十分注意し、高齢者や障害のある人など、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難してください。また、それ以外の方については、避難の準備を整えてください。海岸沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。

なお、現在、〇〇センターに自主避難所を開設しています。

※ 繰り返します。

《解除の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。

市役所から「高齢者等避難」の解除についてお知らせします。

※ 匝瑳市に発表されていた高潮注意報は解除されました。これに伴い高潮災害に関する「高齢者等避難」の発令を解除します。

なお、自主避難所として開設していた〇〇センターを閉鎖しましたので、お知らせします。

今後も、海岸付近の高潮に充分注意してください。

※ 繰り返します。

(イ) 避難指示を発令した場合

高潮災害に関して、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の住民等が危険な場所から避難する必要がある場合に「避難指示」を発令したときは、防災行政無線を起動し、次の内容を的確かつ迅速に発信を行うものとする。

《発令の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。

市役所（匝瑳市災害対策本部）から警戒レベル4「避難指示」の発令についてお知らせします。

※ ただ今、匝瑳市に高潮警報（高潮特別警報）が発表されています。これに伴い、〇時〇分に〇〇地区に高潮災害に関する警戒レベル4「避難指示」を発令しました。〇〇地区にお住まいの方は、避難してください。

なお、現在、〇〇センターに自主避難所を開設しています。

避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難し、身の安全を確保してください。

※ 繰り返します。

《解除の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。

市役所（匝瑳市災害対策本部）から「避難指示」の解除についてお知らせします。

※ 匝瑳市に発表されていた高潮警報（高潮特別警報）は解除されました。これに伴い、高潮災害に関する「避難指示」の発令を解除します。

なお、自主避難所として開設していた〇〇センターを閉鎖しましたので、お知らせします。

今後も、海岸付近の高潮に充分注意してください。

※ 繰り返します。

(ウ) 緊急安全確保を発令した場合

高潮災害に関して、立退き避難を行う必要がある住民等が、適切なタイミングで避難をしなかった、又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保する必要がある場合に「緊急安全確保」を発令したときは、防災行政無線を起動し、次の内容を的確かつ迅速に発信を行うものとする。

《発令の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。緊急放送！

市役所（匝瑳市災害対策本部）から警戒レベル5「緊急安全確保」の発令についてお知らせします。

- ※ ただ今、匝瑳市に高潮氾濫発生情報が発表されています。これに伴い、〇時〇分に〇〇地区に高潮災害に関する警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

※ 繰り返します。

《解除の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。

市役所（匝瑳市災害対策本部）から「緊急安全確保」の解除についてお知らせします。

- ※ 〇〇〇（解除の理由）に伴い、高潮災害に関する「緊急安全確保」の発令を解除します。

今後も、海岸付近の高潮に充分注意してください。

※ 繰り返します。

ウ 土砂災害に係る避難指示等の発令に伴う防災行政無線の放送について

市では災害の発生するおそれがある場合に、防災行政無線を活用して住民等に周知を図る。土砂災害に係る避難指示等を発令した場合の放送内容については次のとおりとする。

(ア) 高齢者等避難を発令した場合

土砂災害に関して、災害リスクのある区域等の住民等の避難準備と避難に時間を要する高齢者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を発令したときは、防災行政無線を起動し、次の内容を的確かつ迅速に発信を行うものとする。

《発令の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。

市役所から警戒レベル3「高齢者等避難」の発令についてお知らせします。

※ ただ今、匝瑳市に大雨警報（土砂災害）が発表されています。土砂災害の危険性が高くなることが予想されるため、〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。〇〇地区にお住まいの方は、今後の気象情報には、十分注意し、高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難してください。また、それ以外の方については、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。

なお、現在、〇〇センターに自主避難所を開設しています。

※ 繰り返します。

《解除の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。

市役所から「高齢者等避難」の解除についてお知らせします。

※ 匝瑳市に発表されていた大雨警報は解除されました。これに伴い「高齢者等避難」の発令を解除します。

引き続き、崖くずれなど土砂災害が発生しやすい状況ですので、充分注意してください。

※ 繰り返します。

(イ) 避難指示を発令した場合

土砂災害に関して、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の住民等が危険な場所から避難する必要がある場合に「避難指示」を発令したときは、防災行政無線を起動し、次の内容を的確かつ迅速に発信を行うものとする。

《発令の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。

市役所（匝瑳市災害対策本部）から警戒レベル4「避難指示」の発令についてお知らせします。

※ ただ今、匝瑳市に土砂災害警戒情報が発表されています。これに伴い、〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル4「避難指示」を発令しました。崖の近くにお住まいで、危険を感じる方は避難してください。

なお、現在、〇〇センターに自主避難所を開設しています。

避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難し、身の安全を確保してください。

※ 繰り返します。

《解除の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。

市役所（匝瑳市災害対策本部）から「避難指示」の解除についてお知らせします。

※ 匝瑳市に発表されていた土砂災害警戒情報は解除されました。これに伴い、土砂災害に関する「避難指示」の発令を解除します。

引き続き、土砂災害や今後の気象情報に注意してください。

※ 繰り返します。

(ウ) 緊急安全確保を発令した場合

土砂災害に関して、立退き避難を行う必要がある住民等が、適切なタイミングで避難をしなかった、又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかつた等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保する必要がある場合に「緊急安全確保」を発令したときは、防災行政無線を起動し、次の内容を的確かつ迅速に発信を行うものとする。

《発令の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。緊急放送！

市役所（匝瑳市災害対策本部）から警戒レベル5「緊急安全確保」の発令についてお知らせします。

※ ただ今、匝瑳市に大雨特別警報（土砂災害）が発表されています（又は、「〇〇地区で土砂災害が発生しています」。）。これに伴い、〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

少しでも崖から離れた建物や屋内の高いところへ移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

※ 繰り返します。

《解除の放送文》

こちらは、「ぼうさいそうさ」です。

市役所（匝瑳市災害対策本部）から「緊急安全確保」の解除についてお知らせします。

※ 匝瑳市に発表されていた大雨特別警報（土砂災害）は解除されました。これに伴い「緊急安全確保」の発令を解除します。

引き続き、土砂災害や今後の気象情報に注意してください。

※ 繰り返します。

エ 津波災害に係る避難指示等の発令に伴う防災行政無線の放送について

気象庁から大津波警報・津波警報・津波注意報の発表があったときは、Jアラートにより防災行政無線を自動起動し、瞬時に警報音と音声により放送が行われるので放送終了後、防災行政無線により避難指示等を行う。なお、津波に係る避難情報には、警戒レベルを付さないこととしている。

(ア) 避難指示を発令した場合

津波災害に関して、気象庁から大津波警報・津波警報・津波注意報の発表があり、住民等の生命、又は身体に危害が生じるおそれがあると認められ、危険の切迫性があり、緊急的に避難する必要がある場合に「避難指示」を発令したときは、防災行政無線を起動し、次の内容を的確かつ迅速に発信を行うものとする。

津波注意報が発表された場合

《発令の放送文》

こちらは、ぼうさいそうさです。

市役所から津波の発生についてお知らせします。

※ 九十九里・外房地域に〇時〇分、津波注意報が発表されました。

これに伴い、海岸堤防より海側にいる方に、「避難指示」を発令しました。

予想される津波の高さは〇mで、予想到達時刻は〇時〇分です。海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸や河川から避難してください。

※ 繰り返します。

津波警報が発表された場合

《発令の放送文》

サイレン音5秒、6秒休止、サイレン音5秒、6秒休止

こちらは、ぼうさいそうさです。

市役所から津波の発生についてお知らせします。

※ 九十九里・外房地域に〇時〇分、津波警報が発表されました。

これに伴い、〇〇地区に「避難指示」を発令しました。高いところで〇mの津波が予想され、予想到達時刻は〇時〇分です。沿岸部や川沿いで被害が発生する危険があります。ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。

※ 繰り返します。

大津波警報が発表された場合

《発令の放送文》

サイレン音 3 秒、2 秒休止、サイレン音 3 秒、2 秒休止、サイレン音 3 秒、2 秒休止

こちらは、ぼうさいそうさです。

匝瑳市災害対策本部から大津波の発生についてお知らせします。

※ 九十九里・外房地域に〇時〇分、大津波警報が発表されました。

これに伴い、〇〇地区に「避難指示」を発令しました。高いところで〇mの巨大な津波が襲い、予想到達時刻は〇時〇分です。沿岸部や川沿いで甚大な被害が発生します。ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。

※ 繰り返します。

※ 津波災害に係る放送の場合は、災害の状況により、必要に応じて、「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある放送を行うものとする。

「避難指示」の解除

《解除の放送文》

こちらは、ぼうさいそうさです。

市役所（匝瑳市災害対策本部）から「避難指示」の解除についてお知らせします。

※ 九十九里・外房地域に発表されていた大津波警報（津波警報、津波注意報）は解除されました。これに伴い、「避難指示」の発令を解除します。

引き続き、津波に伴う海面変動が継続する可能性があるため、海岸や河川には近づかないようにしてください。

※ 繰り返します。

(2) その他

避難指示等の発令に伴う防災行政無線以外の伝達方法については、次のとおりである。

なお、伝達する内容については、防災行政無線放送の内容に準じるものとする。

ア 緊急速報メール

市は、緊急速報メールを活用し、必要に応じて避難指示等の情報を、屋内外、移動中を問わず、市内の携帯電話及びスマートフォン利用者に一斉配信（一斉メール）する。

イ ホームページ

市の公式ホームページに、避難指示等の情報を掲載する。

ウ ツイッター

市は、SNS (Social Networking Service)であるツイッター(Twitter)を活用し、必要に応じて避難指示等の情報を伝達する。

エ 消防団による広報

消防団は、「災害に係る消防団の対応マニュアル」に基づき、必要に応じて車両広報や直接的な声かけ等を行う。

第3編 発令基準・防災体制編

第1章 避難指示等の発令基準

1 水害に係る避難指示等の発令基準

(1) 水位周知河川

本市では、九十九里平野を流れる二級水系の水位周知河川である栗山川の支流にあたる借当川を重要水防区域としている。また、県は、栗山川及びその支流である借当川に係る浸水想定区域図を公表しており、浸水被害の発生が懸念されている。

上記を踏まえて、当該河川の浸水被害に係る避難指示等の発令基準を次のとおり定めるものとする。

ア 高齢者等避難の発令基準

警戒レベル3 高齢者等避難の発令基準は、災害リスクのある区域等の住民等の避難準備と避難に時間を要する高齢者等の避難開始を促すため、次のいずれか1つに該当する場合とする。

(ア) 栗山川の芝崎水位観測所（以下「水位観測所」という。）の水位が氾濫注意水位（2.50m）に到達したとき。

(イ) 水位観測所の水位が水防団待機水位（2.00m）に到達し、かつ水位観測所地点の上流域における予想雨量や実況雨量から、引き続きの水位上昇が見込まれているとき。

(ウ) 軽微な漏水・侵食等が発見されたとき。

イ 避難指示の発令基準

警戒レベル4 避難指示の発令基準は、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の住民等が危険な場所から避難する必要がある、次のいずれか1つに該当する場合とする。

(ア) 水位観測所の水位が氾濫危険水位（3.10m）に到達したとき。

(イ) 水位観測所の水位が氾濫注意水位（2.50m）を超えた状態で、水位観測所地点の上流域における予想雨量や実況雨量から、引き続きの水位上昇が見込まれているとき（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合）。

(ウ) 異常な漏水・侵食等が発見されたとき。

ウ 緊急安全確保の発令基準

警戒レベル5 緊急安全確保の発令基準は、立退き避難を行う必要がある住民等が、適切なタイミングで避難をしなかった、又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたため

に、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保する必要があり、次のいずれか1つに該当する場合とする。

- (ア) 異常な漏水・侵食等の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき。
- (イ) 水位観測所の水位が背後地盤高である5.00mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）。
- (ウ) 河川の決壊や溢水が発生したとき。

エ 避難指示等の解除基準

避難指示等の解除は、栗山川及びその支流である借当川の水位の低下傾向が顕著であり、水位観測所の上流域での降雨がほとんどない場合とする。また、浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除するものとする。

(2) その他河川等

本市には、水位周知河川である栗山川の支流にあたる借当川以外にも春海川、明治川、新堀川等のその他の河川等が存在している。これらの小規模河川は、水位を観測していない河川であり、短時間の降雨で浸水が発生する可能性があるため、その他河川等の浸水被害に係る避難指示等の発令基準を次のとおり定めるものとする。

ア 高齢者等避難の発令基準

警戒レベル3 高齢者等避難の発令基準は、災害リスクのある区域等の住民等の避難準備と避難に時間を要する高齢者等の避難開始を促すため、次のいずれか1つに該当する場合とする。

- (ア) 借当川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達するとき。
- (イ) 軽微な漏水・侵食等が発見されたとき。

イ 避難指示の発令基準

警戒レベル4 避難指示の発令基準は、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の住民等が危険な場所から避難する必要があり、次のいずれか1つに該当する場合とする。

- (ア) 借当川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過するとき。
- (イ) 異常な漏水・侵食等が発見されたとき。

ウ 緊急安全確保の発令基準

警戒レベル5 緊急安全確保の発令基準は、立退き避難を行う必要がある住民等が、適切なタイミングで避難をしなかった、又は急激に災害が

切迫する等して避難することができなかつた等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保する必要があり、次のいずれか1つに該当する場合とする。

(ア) 決壊や越水・溢水が発生したとき。

(イ) 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき。

エ 避難指示等の解除基準

避難指示等の解除は、当該河川等の水位が十分に下がり、かつ、流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合とする。

2 高潮災害に係る避難指示等の発令基準

本市の海岸は、太平洋側の旭市飯岡から太東岬に至る約60kmの九十九里海岸の中にあり、海岸防潮堤の工事が進められている。

高潮災害は、台風等に伴う気圧低下による海水の吸い上げや、強風による海水の吹き寄せによって発生することから、台風や発達した温帯低気圧の接近・通過時に発生するおそれがある。

上記を踏まえて、高潮災害に係る避難指示等の発令基準を次のとおり定めるものとする。

(1) 高齢者等避難の発令基準

警戒レベル3高齢者等避難の発令基準は、災害リスクのある区域等の住民等の避難準備と避難に時間を要する高齢者等の避難開始を促すため、次のいずれか1つに該当する場合とする。

ア 高潮注意報の発表において、警報に切り替える可能性が言及されたとき（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表）。

イ 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想されているとき、又は台風が市に接近することが見込まれるとき。

ウ 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合。

(2) 避難指示の発令基準

警戒レベル4避難指示の発令基準は、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の住民等が危険な場所から避難する必要があり、次のいずれか1つに該当する場合とする。

ア 高潮警報あるいは高潮特別警報が発表されたとき。

イ 高潮注意報が発表され、当該注意報が夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性が言及されているとき。

ウ 高潮注意報が発表されており、当該注意報を警報に切り替える可能性が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表されたとき。

(3) 緊急安全確保の発令基準

警戒レベル5 緊急安全確保の発令基準は、立退き避難を行う必要がある住民等が、適切なタイミングで避難をしなかった、又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保する必要があり、次のいずれか1つに該当する場合とする。

ア 高潮氾濫発生情報が発表されたとき

イ 海岸防潮堤等が倒壊したとき。

ウ 排水機場の水門等の異常が確認されたとき。

エ 異常な越波・越流が発生したとき。

(4) 避難指示等の解除基準

避難指示等の解除は、市域の高潮警報が解除された場合とする。

3 土砂災害に係る避難指示等の発令基準

本市の山間部には、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の土砂災害が発生した場合に住民等の生命、又は身体に危害が生ずるおそれがある場所が多く存在している。

上記を踏まえて、土砂災害に係る避難指示等の発令基準を次のとおり定めるものとする。

(1) 高齢者等避難の発令基準

警戒レベル3 高齢者等避難の発令基準は、災害リスクのある区域等の住民等の避難準備と避難に時間を要する高齢者等の避難開始を促すため、次のいずれか1つに該当する場合とする。

ア 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、キキクルでの土砂災害の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となったとき。

イ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されているとき。

ウ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。

(2) 避難指示の発令基準

警戒レベル4 避難指示の発令基準は、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の住民等が危険な場所から避難する必要がある、次のいずれか1つに該当する場合とする。

ア 土砂災害警戒情報が発表されたとき。

イ キキクルでの土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となったとき。

ウ 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき。

エ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。

オ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）。

カ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。

(3) 緊急安全確保の発令基準

警戒レベル5 緊急安全確保の発令基準は、立退き避難を行う必要がある住民等が、適切なタイミングで避難をしなかった、又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかつた等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保する必要がある、次のいずれか1つに該当する場合とする。

ア 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表されたとき。なお、発令対象区域の絞り込みについては、キキクルでの土砂災害の危険度分布において「極めて危険（濃い紫）」（実況で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5 緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5 緊急安全確保を発令する

イ 土砂災害が発生したとき。

(4) 避難指示等の解除基準

避難指示等の解除は土砂災害警戒情報が解除され、気象情報をもとに今後のまとまった降雨が見込まれない場合とする。一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられ

ることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ、慎重に解除の判断を行う。この際、市は国・県の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。

4 津波災害に係る避難指示の発令基準

津波災害に係る避難指示の発令基準は、「匝瑳市津波避難計画」に基づき、次のとおり定めるものとする。なお、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難や緊急安全確保は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。

また、津波災害は切迫度が段階的に上がる災害ではないことから、津波に係る避難情報には、警戒レベルを付さないこととしている。

（１） 避難指示の発令基準

避難指示の発令基準は、住民等の生命、又は身体に危害が生じるおそれがあると認められ、危険の切迫性及び住民が危険な区域から一刻も早く避難する必要がある、次のいずれか1つに該当する場合とする。

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき。

イ 災害が発生する可能性が明らかに高まったとき。

（２） 高齢者等避難の発令基準

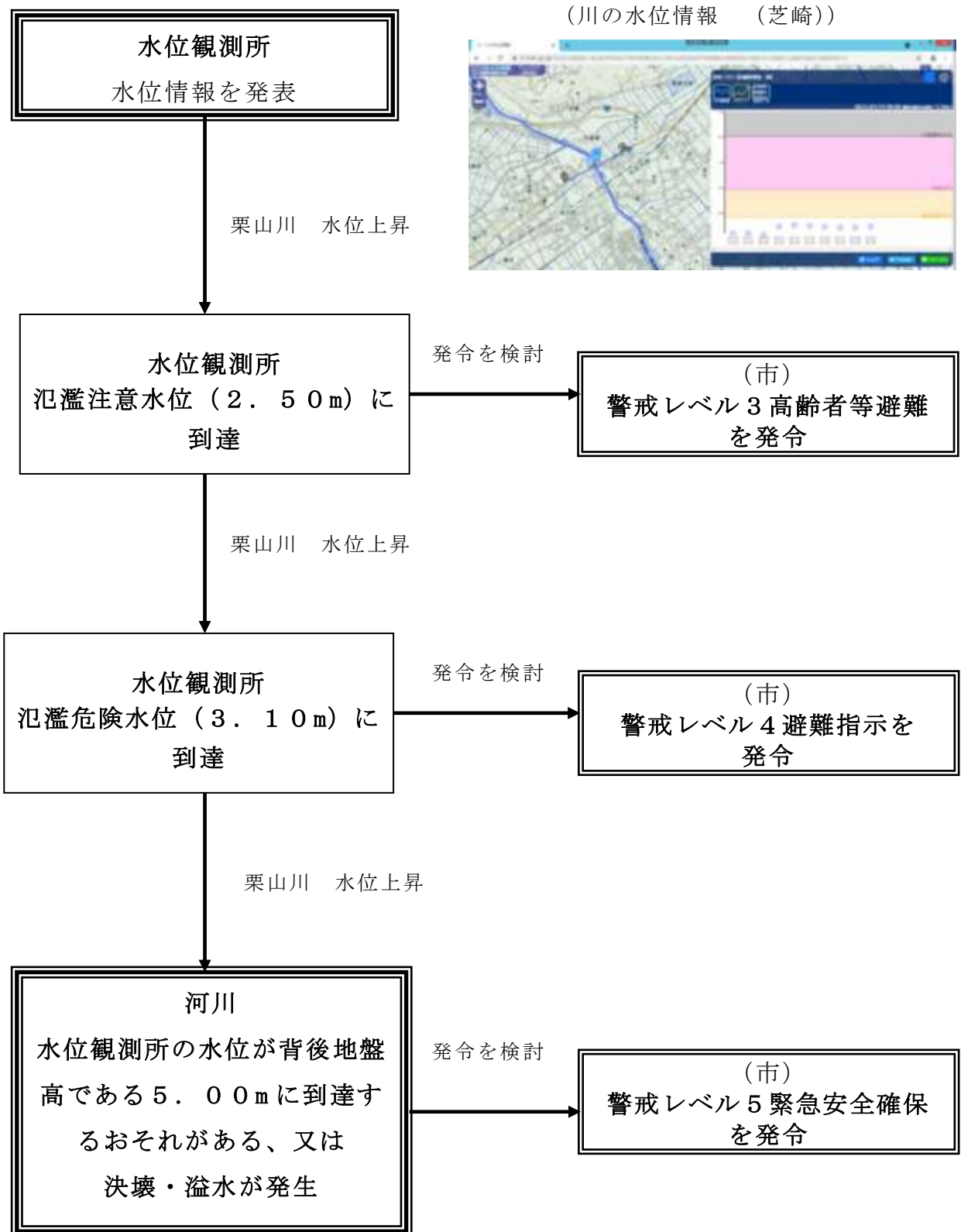
日本から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討するものとする。

（３） 避難指示の解除基準

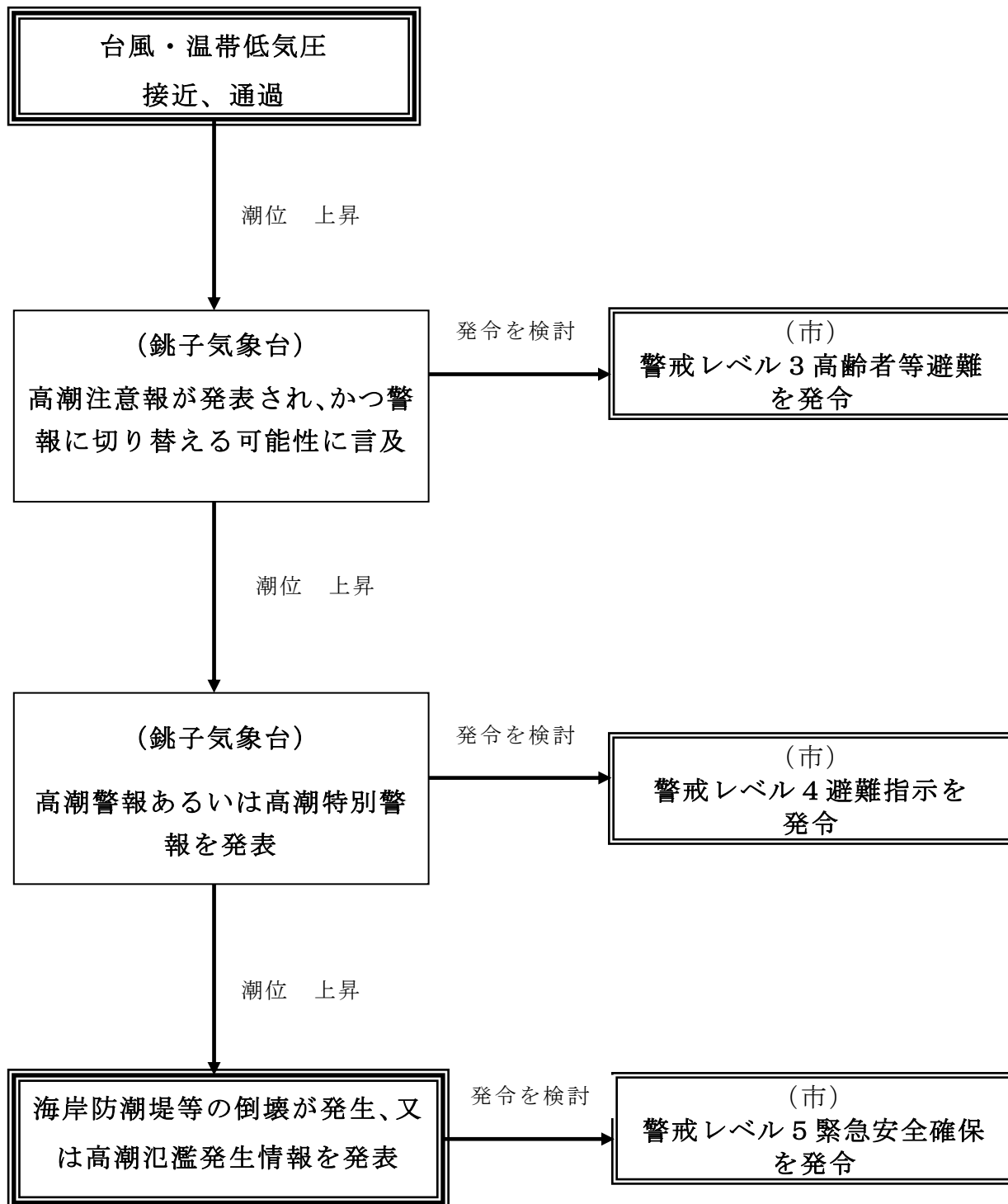
避難指示の解除は津波警報等が解除され、気象情報を基に今後の津波が見込まれない場合とする。

第2章 避難指示等の発令基準例（フロー図）

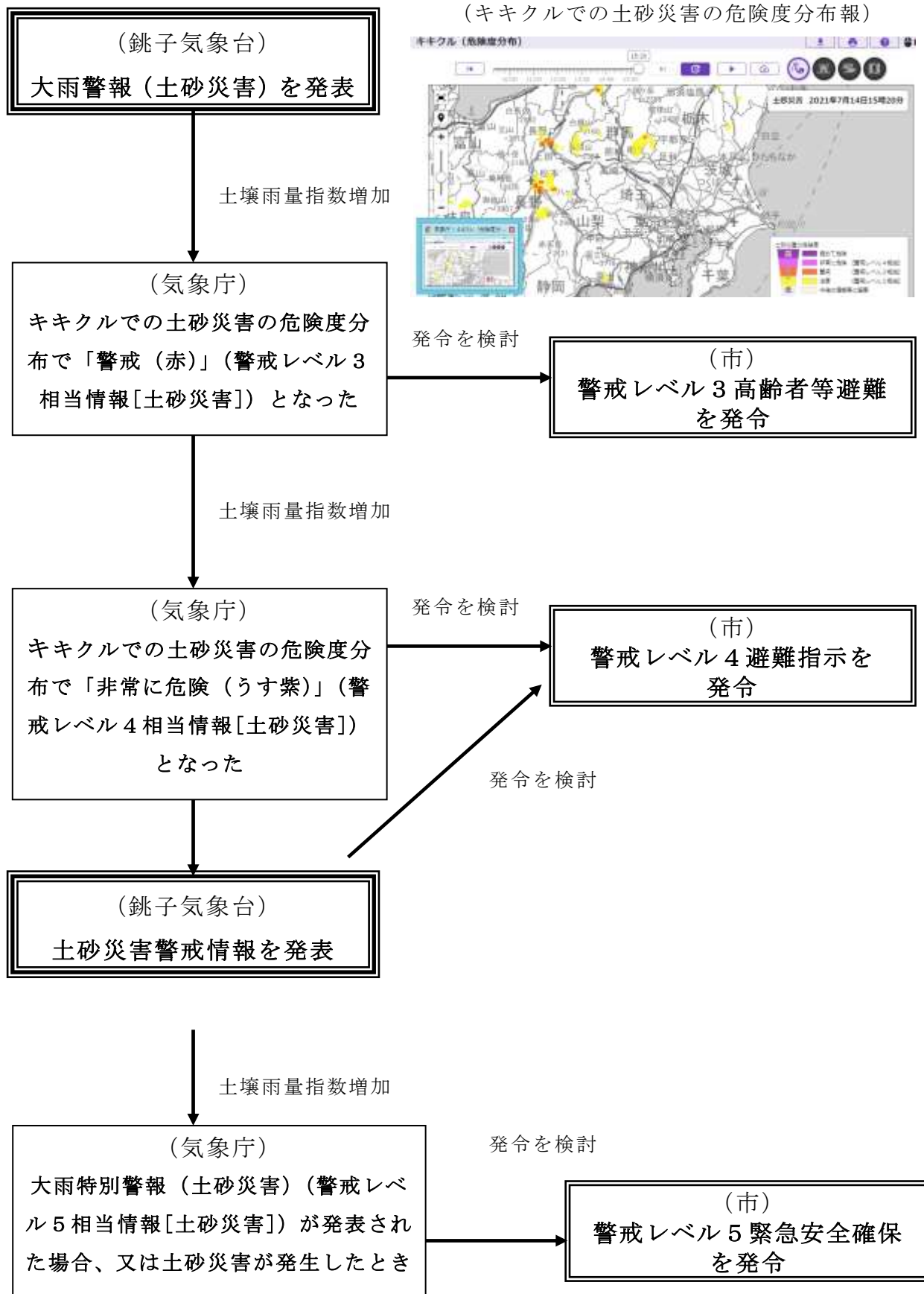
【水害（水位周知河川）に係る避難指示等の発令基準例】



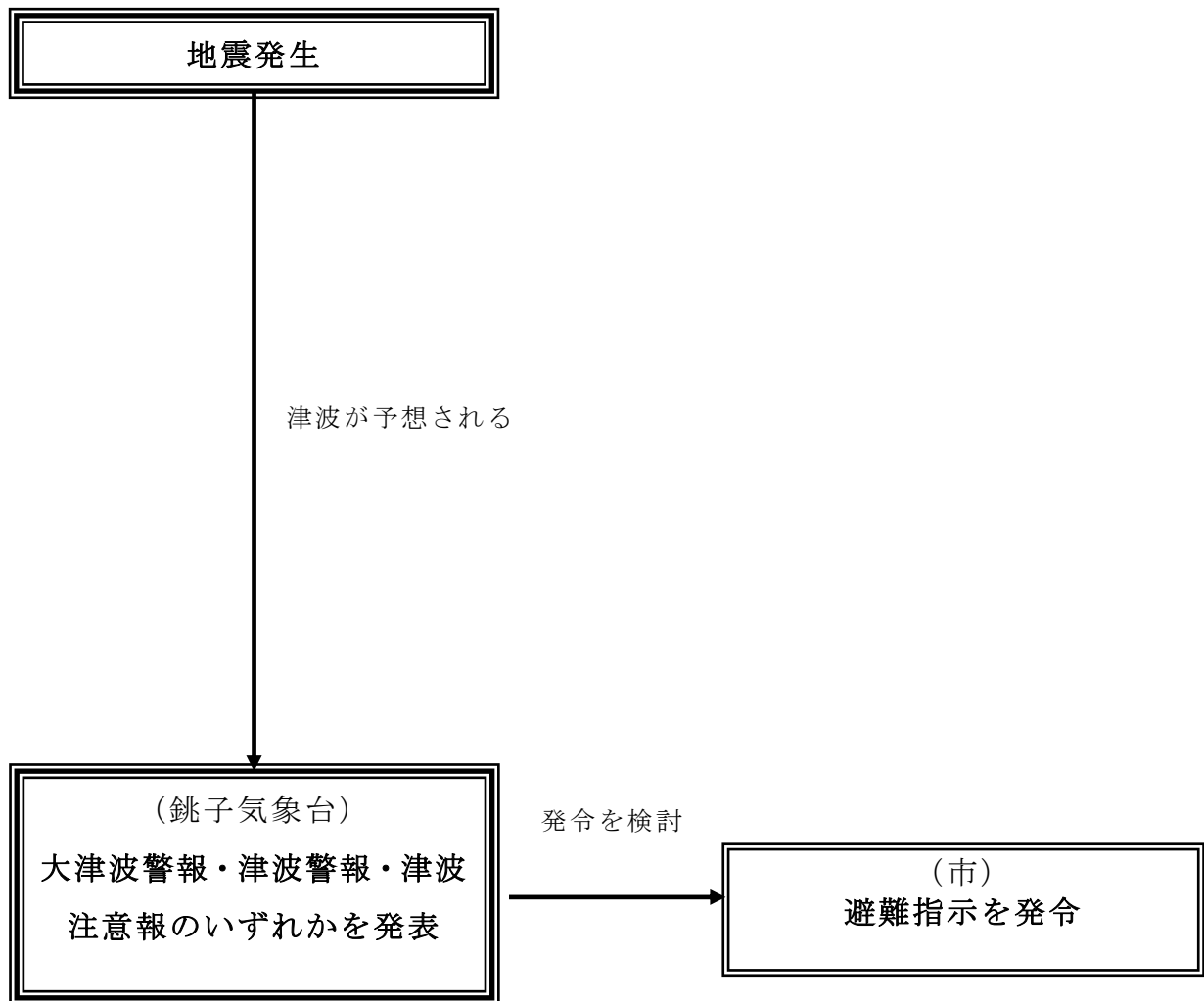
【高潮災害に係る避難指示等の発令基準例】



【土砂災害に係る避難指示等の発令基準例】



【津波災害に係る避難指示の発令基準例】



第3章 避難指示等の発令時における助言

災害対策基本法では、避難指示等を発令しようとする場合において、必要があれば、市長は、指定地方行政機関の長や都道府県知事に対して、助言を求めることができることとされている。

これらの者は、リアルタイムのデータを保有しており、地域における各種災害の専門的知見を有していることから、市長は、状況に応じて、河川堤防の状況や今後の水位や降雨の見通し、災害により危険が生じることが予想される区域、避難指示等の発令のタイミング等について、次の機関等に助言を求めるととする。

機関名	連絡先
銚子地方気象台	電話 0479-23-7705
銚子海上保安部	電話 0479-21-0118
千葉県防災危機管理部危機管理課災害対策室	電話 043-223-2150

第4章 避難指示等を発令するための体制

1 全庁をあげた防災体制の構築と優先業務の絞り込み

災害発生のおそれが高まっているとき、市は、膨大な量の情報を収集・分析し、それに基づき避難指示等を発令・伝達しなければならないため、その業務量は、防災担当課の処理能力を大幅に上回る場合も想定される。

いかなる状況においても、市長が避難指示等を適切なタイミング・範囲に躊躇なく発令できるよう、全庁をあげた防災体制を構築する。また、「匝瑳市業務継続計画（BCP）」において、災害応急対策業務及び業務継続の優先度が高い通常業務が特定されており、災害時における優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、適切に業務を執行する。

2 災害の発生が想定される際の市の防災体制

市では、「匝瑳市地域防災計画」に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次のとおり防災体制を確保し、避難指示等の災害応急対応を行う。

【災害対策本部設置前の職員配備体制】

配備種別	配備基準	配備を要する課等
第1 配備	<p>【自動配備】</p> <p>①市域に気象庁発表による震度4の地震が発生したとき。</p> <p>②気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に津波注意報を発表したとき。</p>	<p>※総務課</p> <p>※産業振興課</p> <p>※建設課</p> <p>※都市整備課</p> <p>※野栄総合支所</p>
	<p>【状況配備】</p> <p>下記の注意報の1つ以上が千葉県北東部香取・海匝に発表された場合又は災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・高潮注意報 	
第2 配備	<p>【自動配備】</p> <p>①市域に気象庁発表による震度5弱の地震が発生したとき。</p> <p>②気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に津波警報を発表したとき。</p>	<p>※総務課</p> <p>※産業振興課</p> <p>※建設課</p> <p>※都市整備課</p> <p>※野栄総合支所</p> <p>※財政課</p> <p>※環境生活課</p> <p>※福祉課</p> <p>※高齢者支援課</p> <p>※学校教育課</p>
	<p>【自動配備】</p> <p>下記の警報の1つ以上が千葉県北東部香取・海匝に発表された場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報 ・暴風警報 ・洪水警報 ・高潮警報 ・大雪警報 ・暴風雪警報 	
	<p>【状況配備】</p> <p>災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき。</p>	

※ 上記は、災害対策本部設置前の活動体制である。

【災害対策本部設置後の配備体制】

配備種別	配備基準	配備を要する課等
第 3 配備	<p>【自動配備】</p> <p>①市域に気象庁発表による震度5強の地震が発生したとき。</p> <p>②気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に大津波警報を発表したとき。</p>	災害対策本部に所属する全ての部（所属職員の概ね3分の1を目安とする）
	<p>【自動配備】</p> <p>千葉県北東部香取・海匝に特別警報が発表された場合</p>	
	<p>【状況配備】</p> <p>局地被害が発生したときや浸水等の拡大するおそれがある場合で、本部長が必要と認めたとき。</p>	
	<p>【状況配備】</p> <p>事故（道路、鉄道、海上、油汚染、航空機、放射性物質事故）や火災（林野、市街地大規模火災）等、大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。</p>	
第 4 配備	<p>【自動配備】</p> <p>市域に気象庁発表による震度6弱以上の地震が発生したとき。</p>	災害対策本部に所属する全ての部
	<p>【状況配備】</p> <p>①浸水や家屋等の被害が拡大のおそれがある場合で、本部長が認めたとき。</p> <p>②人や家屋等の被害が拡大した場合で、本部長が必要と認めたとき。</p>	
	<p>【状況配備】</p> <p>大規模事故や大規模火災等発生した災害が拡大するおそれがある場合で、本部長が必要と認めたとき等大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。</p>	